

久島

帰宿に他は何れもなし、如く午後十時三十分頃一同
寄宿舎に去る、船は河草区地方今戸所九十二軒理
店に、肉屋外に、新に主、徹南飲食の利益を、至る

9.4 配達

信託
監査部

帰宿に他は何れもなし、如く午後十時三十分頃一同
寄宿舎に去る、船は河草区地方今戸所九十二軒理
店に、肉屋外に、新に主、徹南飲食の利益を、至る
損に其行先を捜索せしむるに、前記の次第判明せしむるに、社員
鈴木須磨吉外、教名を以て、強奪せしむる前夜、不飲食代
金四百餘圓の會社に於て、立替支拂に、午後二時頃一
同帰宿に就かざり、然るに社長大倉中心、吉ハ配達天等、
行動に憤り、彼等が帰着せしむるや、首謀者末山徳藏外、六名
に對し、解雇を命ぜり、右七名ハ、百圓、百圓、百圓、百圓、百圓、百圓、
解雇に申渡し、受けたる旨を報告せしむる、本が一、同ハ、酒氣
ヲ帶び居り、しつ、折衝に社長居定、折衝せしむる、一
時不穩、状を呈せしむる、社員佐々木運八、申介、解雇ヲ取

信託
七

浦に後寄通、使用スルコト、一、南支取人ハ、一時社長兼任
に、再委任、會社及配達人双方ニテ、人送、去り、不日決定
スルコトニテ、折合、一回ハ、同夕、配達ニ、後、去り、

内長、次長、部長、理事、監査部
株主、總長、理事、監査部、株主、

信託
七